

合戦場小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本的な考え方

「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得る」という認識のもと、いじめのない学校の実現を目指す。

(1) 未然防止について

- ア すべての児童が学校の諸活動に意欲的に取り組む「学業指導」を実施する。
- イ 道徳科等の指導において、児童に「いじめは許さない」姿勢を培う。
- ウ いじめを感じた児童は、すぐに教師に相談するよう指導する。
- エ 教師が常に「いじめは許さない」という姿勢で指導に当たる。
- オ ネット上でのいじめが起きないよう指導する。

(2) 早期発見について

- ア 児童の行動を注視し、些細な変化も見逃さないようにする。
- イ いじめの疑いがある事例を発見した教師は児童指導主任に報告する。それを受け、児童指導主任は「児童指導委員会」を開き、対応策を話し合う。
- ウ 教師は児童との信頼関係をもとに、いじめについて相談しやすい雰囲気づくりを行う。
- エ 日ごろから保護者との信頼関係作りを進め、保護者との情報共有に努める。
- カ 担任が児童、保護者からのいじめの相談・通報の窓口となる。

(3) 解消への取組について

- ア 教師はいじめの解消に向けて、児童指導委員会で決められた役割を実施する。
- イ 教師はいじめられた児童を守りつつ、自分らしく困難に立ち向かえるよう指導する。
- ウ いじめを行った児童についてはその行為の背景を分析し、善悪の判断ができるよう指導する。その児童も成長できるよう、工夫しながら指導する。
- エ いじめをなくすよう、保護者と協力しながら指導を進める。
- オ いじめ行為が止んでも、いじめられた児童を守るため 3 か月間観察を継続する。

2 具体策

(1) 未然防止

- ・学校のきまりを守る、相手を思いやる「ふわふわ言葉」を使う等の、人間関係の基礎を培う指導を継続する。
- ・すべての児童が参加できる授業が実現できるよう工夫する。
- ・道徳科において、いじめ防止に関わる内容項目の指導を重視し、「いじめは許さない」という教師の姿勢を示す。

- ・学級活動において、いじめ防止に関する話し合いを適宜実施する。
- ・定期的な教育相談の他に、随時相談できる「チャンス相談」を実施する。
- ・道徳科や学級活動において、インターネットの関わるいじめの防止について指導する。また外部の専門家を招き、ネットトラブル防止について話してもらう。

(2) 早期発見

- ・教師は休み時間の様子、児童の持ち物の変化等を日常的に観察し、変化があった場合、学年主任や児童指導主任に相談する。
- ・いじめについてのアンケートを定期的に行い、いじめられている可能性のある児童を発見する。
- ・いじめを発見した教師はすぐに児童指導主任に報告する。児童指導主任は、校長、教頭、教務、当該児童担任と学年主任、関係する教職員で構成される「児童指導委員会」を招集し善後策を話し合う。話し合いで決まった内容は、児童指導主任が職員会議や打ち合わせで全職員に説明し、全校体制で実施する。
- ・いじめられた、あるいはいじめを見かけた児童が相談しやすいように、担任はいつでも相談してよいことを学級の児童に伝える。
- ・懇談会、保護者面談、学年だよりをとおして、いじめ防止の取組や、相談窓口は担任であること等を知らせる。
- ・地域の方が本校児童のいじめを発見した場合、教頭が窓口となる。

(3) 発見後の解消

- ・児童指導委員会において、解消に向けた取組をいつ、誰が(誰と)、どこで、どのように行うか明確にし指導に当たる。児童指導委員会は定期的に関き、解消への進捗状況を確認したり、いじめを行った児童の背景を分析し指導方針に生かしたりする。また、保護者への対応についても話し合う。
- ・いじめ防止対策推進法第28条により、児童指導委員会において当該事案が重大事態と判断された場合には、以下のとおり対応する。
 - ① 市教委の指示を仰ぎながら、解消に向けた取組を行う。
 - ② 市教委に報告した上で警察署等関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - ③ 必要に応じて専門家の協力を仰ぐ。
 - ④ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係についての説明に努める。
 - ⑤ 当該児童保護者の意向を十分に配慮した上で、必要に応じて保護者説明会を開き、解決に向けての理解や協力を求める。
- ・いじめが見られなくなっても、再びいじめが起きたり、見えないところでいじめが継続するということもあり得ると考え、関係する児童の観察を3か月間継続する。また、いじめがなくなっても、いじめられた児童に何らかの影響が残ると考え、教育相談等の心理的な支援を3か月間継続する。